

地方独立行政法人宮城県立こども病院平成29年度第3回理事会議事録

- 1 日 時：平成29年11月29日（水） 午後2時30分から午後4時45分まで
- 2 場 所：宮城県立こども病院 本館1階「愛子ホール」
- 3 出席者：
 - (1) 法人役員 林 理事長
今 泉 副理事長（宮城県立こども病院院長）
呉 副理事長（東北大学大学院医学系研究科教授）
秋 田 理事（社会福祉法人わたげ福社会理事長）
大 沼 理事（社会福祉法人陽光福社会医療型入所施設エコー療育園）
大 山 理事（アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長）【欠席委任状提出】
白 鳥 理事（宮城県立こども病院事務部長）
細 谷 理事（聖路加国際病院） 【欠席委任状提出】
師 理事（公益社団法人宮城県医師会顧問）
橋 本 監事（公認会計士）
伊 藤 監事（弁護士）
 - (2) 事務局 白根副院長兼診療部長、萩野谷副院長（療育担当）、川名副院長（麻酔集中治療担当）、虻川副院長兼成育支援局長、本地看護部長、佐々木事務部次長兼総務課長、阿部経営企画課長、板橋医事課長、北村経営企画課主任、柄目経営企画課主任、藤本経営企画課主事、佐々木経営企画課主事、岩崎経営企画課主幹（記録）

事務局より開会を宣言した。

林理事長より挨拶があった。

事務局より理事の出席状況を確認し、定款に基づく定足数をみたし、理事会が成立したことを報告した。

林理事長が議長に就任し、議事録署名人に、今泉副理事長、師理事を指名し、議事に入った。

4 議 題

林理事長（議長）から、報告事項1「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（案）について」は、第8号議案「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（案）について」

と関連があることから、第8号議案の説明と併せて報告することとし、はじめに、報告事項2から報告することの説明があった。

(1) 報告事項

イ 報告事項2 「平成29年度計画の上半期業務実績について」

- 資料2-1 平成29年度計画の上半期業務実績報告書
- 資料2-2 平成29年度上半期実績（説明資料）
- 資料2-3 平成29年9月末収支状況

今泉副理事長・院長から、平成29年度上半期の業務実績について、資料2-2を用いて報告した。

続いて、白鳥理事・事務部長から、平成29年9月末収支状況について、資料2-3を用いて、黄色着色の「9月末収支累計」及び「前年対比」の欄を中心に報告した。

- ・ 入院収益の増加要因は、新規入院患者数の増加、在宅患者数の増加による指導料及び在宅料の増加、麻酔件数の増加、DPC対象患者の増加等によるもの。（3行目）
- ・ 運営費負担金収益の増加要因は、拓桃分の運営費負担金繰出ルールの変更による増額、運営費負担金の繰出単価の増額、転貸債償還分の増額等によるもの。（8行目）
- ・ 人件費の増加要因は、看護師職員数の増加、給与引上げ改定及び定期昇給等によるもの。（19行目）
- ・ 材料費の減少要因は、診療材料の一括調達方式導入によるもの。（20行目）
- ・ 減価償却費の増額要因は、平成26年度以降、老朽化による医療機器の更新が増えたこと等によるもの。（21行目）
- ・ 営業損益は、61百万円余りの損失であり、前年対比197百万円余り損失額が減っている。（31行目）
- ・ 経常損益は、61百万円余りの損失であり、前年対比193百万円余り損失額が減っている。（42行目）
- ・ 全体計数では、経常収支比率98.54%と、前年対比で4.29%増加しているが、100%に達していない状況である。

理事からの意見等は、次のとおりである。

秋田理事： 様々な取組みがあり、事業の成果もみられるが、関わる職員のメンタル面や、必要な人数が補われているのが少し心配である。状況を伺いたい。

今泉副理事長： メンタル面での今年度の評価はまだ行われていないが、実施する予定

である。過年度の取組みでは、部署によってストレスの高いところもあるが、経時的には減ってきている。

もう一つの指標は、看護師の場合、離職率である。1割程度離職するのが平均的とされるところ、かつては3割の年度もあった。最近では1割を切ってきている。

さらに、働き方改革にあるように、時間外勤務である。診療部では、特定の診療科において月80時間を超えた医師が複数名いて、医師充足の取組みはあるもののなかなか確保できないという状況がある。

評価と同時にこの辺の取組みが課題である。

大沼理事 : ショートステイについて、ニーズがどこでも増えており、引き受け医療機関はあるものの多数引き受けられない状況で、大変困っている状況である。こども病院で多数のショートステイを引き受けていただけていることは大変ありがたいと思っている。

ショートステイの人数には、保険入院患者も入っているのか。

今泉副理事長 : ショートステイは、保険入院ではなく、福祉としての入所である。一方、レスパイト（体調管理入院）は、一般入院の扱いである。

大沼理事 : 成人の方の家庭が逼迫していて、少しだけ預かってほしいというケースが大変増えているが、入れるところは非常に少ない。本当に、これからもよろしくお願ひしたい。

以上の質疑を経て、報告事項2は報告どおり了承された。

ロ 報告事項3 「定款の変更について」

- 資料3-1 定款（案）
- 資料3-2 定款新旧対照表及び変更理由

白鳥理事・事務部長から、資料3-1及び資料3-2を用いて報告した。

本件は、平成29年度第2回理事会において審議いただいた件であり、総務省に照会中の内容があったことから、変更案1「他県先行事例踏襲案」と変更案2「総務省確認中の当法人案」の2案を説明し、総務省の回答が得られ次第、その回答に基づき定款変更案を確定することとした。そして10月に、総務省から見解が示されたので、最終的な定款変更案を報告する。

最終的な定款変更案は、資料3-1のとおりである。

確認中であった1点目は、第8条「役員の職務及び権限」についてであり、他県先行

事例踏襲案のとおり、現行のまま変更しないこととなった。

確認中であった２点目は、第１０条「役員の任期」についてであった。第１０条については、他県先行事例とは異なり、第２項に「監事の任期」を規定することとなった。

この定款変更案については、１０月１８日付けで、県知事あてに定款変更依頼を送付済みとなっている。

報告に対し質疑等はなく、報告事項３は報告どおり了承された。

(2) 審議事項

イ 第１号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院役員報酬規程の一部改正（案）について」

○ 資料４ 平成２９年度役員報酬の改定（案）の概要
役員報酬規程の一部改正（案）について

ロ 第２号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院給与規程の一部改正（案）について」

○ 資料５ 平成２９年度職員給与の改定（案）の概要
給与規程の一部改正（案）について

ハ 第３号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院再任用職員に関する規程の一部改正（案）について」

○ 資料６ 平成２９年度再任用職員の給与改定（案）の概要
再任用職員に関する規程の一部改正（案）について

林理事長（議長）から、第１号議案、第２号議案及び第３号議案は関連があることから、一括して説明することの説明があった。

白鳥理事・事務部長から、第１号議案について、資料４を用いて説明した。

続いて、第２号議案について、資料５を用いて説明した。

続いて、第３号議案について、資料６を用いて説明した。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第１号議案、第２号議案及び第

3号議案は提案のとおり承認された。

ニ 第4号議案 「地方独立行政法人宮城県立子ども病院院内保育所運営規則の制定（案）
について」

- 資料7 宮城県立子ども病院院内保育所（院内保育園）の概要
宮城県立子ども病院院内保育所運営規則（案）

ホ 第5号議案 「地方独立行政法人宮城県立子ども病院理事会規程の一部改正（案）につ
いて」

- 資料8 理事会規程の一部改正（案）について

林理事長（議長）から、第4号議案及び第5号議案は関連があることから、一括して説明することの説明があった。

白鳥理事・事務部長から、第4号議案について、資料7を用いて説明した。

続いて、第5号議案について、資料8を用いて説明した。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第4号議案及び第5号議案は提案のとおり承認された。

ヘ 第6号議案 「地方独立行政法人宮城県立子ども病院理組織規程の一部改正（案）につ
いて」

- 資料9 組織規程の一部改正（案）について

白鳥理事・事務部長から、第6号議案について、資料9を用いて説明した。

評価委員会の平成28年度評価結果及び暫定評価結果の双方で、治験管理室のような組織を設置すべきと報告されておりこれに対応するものでもある。

理事からの意見等は、次のとおりである。

呉副理事長 ： 臨床研究推進室の職員は専任か。

白鳥理事 ： 発足当初においては、新規採用はない。現在いる職員の中から専属で3人、兼務で5人を想定している。室長は副院長である医師をもって充てる。副室

長は、科長である医師及び薬剤部長を兼務で置く。専属は、室長代理の薬剤師、事務職員、パート職員である。

呉副理事長： おそらく兼務だと業務過重になってしまい、サービスを提供できるかどうか難しいところではないか。

東北大学の臨床研究推進センターは、100人以上のスタッフが専任で働いている。収入としては、治験などのいろいろな外部資金も入ってくるのだが、独立収支、自立できるようなところを目指している。治験を推進するだけのマンパワーは大事なところと思う。

白鳥理事： 業務量の増大を見ながら、増員や採用については検討していきたい。まずスタートしてから、組織体制の整理を考えていきたい。

大沼理事： 倫理委員会は、臨床研究推進室に含まれているのか。

白鳥理事： 治験審査委員会、倫理委員会の事務局の役割も、この室で担うこととしている。

以上の質疑を経て、第6号議案は提案のとおり承認された。

ト 第7号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院使用料及び手数料に関する規程の一部改正（案）について」

- 資料10 使用料及び手数料に関する規程の一部改正（案）について
使用料及び手数料に関する規程新旧対照表

白鳥理事・事務部長から、第7号議案について、資料10を用いて説明した。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第6号議案は提案のとおり承認された。

チ 第8号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（案）について」

- 資料11-1 第4期中期計画の作成について
- 資料11-2 地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（平成30年度～平成33年度）（案）
- 資料11-3 第4期中期計画（案）の骨子
- 資料11-4 第4期中期計画期間中に係る収支計画について
- 資料11-5 第4期中期計画期間に係る収支計画（案）

林理事長（議長）から、関連があることから第8号議案と併せて報告することとした報告事項1について、第8号議案の説明の前に報告することの説明があった。

報告事項1 「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（案）について」

- 資料1-1 地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（平成30年度～平成33年度）
- 資料1-2 地方独立行政法人宮城県立こども病院第4期中期目標（案）
- 資料1-3 中期目標策定に向けての作業（H29.10.5 医療政策課）

白鳥理事から、資料1-1、資料1-2及び資料1-3を用いて報告した。

平成29年度は、第3期中期目標期間の最終年度であることから、現在、宮城県において、第4期中期目標の策定作業を行っている。

資料は、11月議会に提案され、議決を得る予定の中期目標（案）である。

資料1-2は、新旧対照表である。第4期中期目標（案）の策定にあたっては、中央列の第3期中期目標に必要な変更を加え作成されている。右列の備考欄には、主な変更内容に関する説明が記載されている。

主な変更点の一つについて紹介する。1ページ「前文」に、「他の小児病院等との比較を行いながら経営分析や定量的目標の策定を行い」の文言が追加されている。定量的目標を定め、具体的な数値目標の達成に向けて取り組むことが今後求められることとなる。

資料1-3は、県が中期目標を作成するに当たっての留意事項が記載された資料となっている。

県が中期目標を策定するにあたり、当法人としては、当院の取組みの説明、現中期目標や評価の視点に対する意見交換などを行っており、法人の方向性や考えも十分にくみ取っていただき、この中期目標（案）を作成いただいている。

報告に対し質疑等はなく、報告事項1は報告どおり了承された。

白鳥理事から、資料11-1、資料11-2、資料11-3、資料11-4及び資料11-5を用いて説明した。

定量的目標の策定が、第4期中期計画（案）の大きな変更点である。

資料11-3については、左から1列目の県の中期目標（案）を受けて、左から2列目の第4期中期計画（案）の赤文字部分のとおり、当法人としても、当院や他の医療・療育

機関の過年度実績を考慮した経営分析や定量的目標の策定に取り組む。

資料11-1の2ページ目、「6 中期計画（案）に記載の定量的目標」は、第4期中期計画（案）に記載した定量的目標を抜粋して整理したものである。現行の第3期中期計画における定量的目標は2項目のみだったが、第4期中期計画（案）では、資料のとおり設定項目を増やしている。この他にも定量的目標が策定可能な指標はあるものと考えているが、全て詳細に中期計画に盛り込むのではなく、各年度計画に盛り込んでいく方向で考えている。

資料11-4は、数字を積み上げた考え方をまとめたものである。

資料11-5は、資料11-4に基づき作成した収支計画案である。経常収支比率は、4年間の合計で99.2%となっている。平成31年度と33年度は100%を超えるものとしているが、32年度は、100%を若干下回り、県と調整しているところである。

なお、医療機器整備計画については、県と協議を進めているところであり協議結果によっては表の数字が変わる可能性がある。協議を踏まえ何らかの変更があった場合には、理事長に一任いただきたい。

最後に、資料11-2の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4について説明した。

理事からの意見等は、次のとおりである。

呉副理事長： 拓桃館2階病棟は何床か。

今泉副理事長： 27床である。

呉副理事長： 小児入院医療管理料4を管理料1に上げるのか。

今泉副理事長： 管理料1に上げたいと考えている。

師 理事： 大変多くの説明をいただいた。全てを理解するのはなかなか難しい。中期計画案を本理事会として承認するという事は、これが可能だとして承認したことになるか。

白鳥理事： この計画に向かって経営努力をしていくことになる。しかし、様々な要因によって、必ずしも達成できないこともあるかと思う。事情をきちんと県や評価委員会に説明することで理解が得られると考えている。

理事会で承認いただくということは、私どもの説明をご理解いただいたということである。

師 理事： この中期計画案は筋が通っていると考えて承認するというのであればよい。

以上の質疑を経て、第8号議案は提案のとおり承認された。

リ 第9号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院役員の業績年俸に乗じる割合に

ついて」

○ 資料 1 2 業績年俸に乗じる割合について

評価対象者である林理事長及び白鳥理事が退席し、師理事を臨時議長に選出し、佐々木事務部次長兼総務課長から、資料 1 2 を用いて説明した。

理事からの意見等は、次のとおりである。

師臨時議長 : これだけの運営を、非常に力を入れて努力してやっていただいていることについては最高の評価をしたいところである。収支の問題も勘案して、意見をいただきたい。

秋田理事 : 計画を上回っているたくさんの事業を行っている。S 評価としたい。

大沼理事 : 大変上向きで、業績を上げられている。S 評価としたい。

師臨時議長 : 妥当な意見と思う。非常に努力されていることを評価し、S 評価に決定したいと思うがいかがか。

(異議なしの声)

師臨時議長 : 今回の評価は、評価基準 5 段階のうちの S 評価、支給率は 1 0 0 分の 1 1 0 に決定する。

以上の質疑を経て、第 9 号議案は、「S」評価、支給率 1 0 0 分の 1 1 0 とすることとし、承認された。

5 その他

(1) 院内保育所について

院内保育所について、次の質疑があった。

呉副理事長 : 院内保育所は、病児・病後児の保育計画はあるか。

白鳥理事 : 現時点では、対応は予定していない。

林理事長 : 大学では対応しているのか。

呉副理事長 : 病後児は対応している。病児との線引きはあいまいである。

白鳥理事 : まずは 4 月から、ニーズに応じて検討していきたい。委託業者の保育士の確保にも関わるところである。

呉副理事長 : 病院にたくさんの医者がある。こんなに恵まれているところはない。

以上で議長は理事会の議事一切の終了を宣言し、閉会とした。